## 6. 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源交付金)が充てられる 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源交付金)

606,822 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

11,213,250 千円

○引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」に充てるものである。

○社会保障施策に要する経費とは制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費であり、「社会福祉」「社会保険」 「保健衛生」のいずれかに関する経費である。

○事務費、事務職員の人件費(サービスに直接従事しない職員分)等には充当しない。

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	市債	その他	引上げ分の地方 消費税交付金 (社会保障財源 交付金)	その他
社会福祉	社 会 福 祉 事 業	141, 030	56, 555		1,059	9, 483	73, 933
	児 童 福 祉 事 業	4, 498, 289	2, 932, 103	89,000	127, 278	153, 493	1, 196, 415
	母 子 福 祉 事 業	439, 683	145, 766			33, 420	260, 497
	高 齢 者 福 祉 事 業	276, 949	39, 442		23, 402	24, 345	189, 760
	障害者福祉事業	1, 769, 550	1, 227, 426		16, 527	59, 761	465, 836
	生 活 保 護 事 業	1, 017, 013	741, 286			31, 352	244, 375
	小 計	8, 142, 514	5, 142, 578	89,000	168, 266	311, 854	2, 430, 816
社会保険	国 民 健 康 保 険 事 業	667, 240	330, 030			38, 342	298, 868
	高齢者医療事業	788, 621	101, 542		3, 079	77, 773	606, 227
	介 護 保 険 事 業	905, 874	23, 569			100, 323	781, 982
	年 金 事 業	1, 328	1, 328				
	小 計	2, 363, 063	456, 469		3, 079	216, 438	1, 687, 077
保健衛生	医 療 対 策 事 業	196, 431	175		1, 142	22, 185	172, 929
	予 防 対 策 事 業	425, 591	6, 338			47, 671	371, 582
	保健指導事業	85, 651	9, 355			8, 674	67, 622
	小 計	707, 673	15, 868		1, 142	78, 530	612, 133
 合計		11, 213, 250	5, 614, 915	89,000	172, 487	606, 822	4, 730, 026